

平成20年度から 特定健診・保健指導 がスタート

近年、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、日本人の死因の60%、国民医療費の30%を占める深刻な病気です。

生活習慣病は、不適切な食生活や運動不足などの生活習慣によって、肥満や高血圧症、糖尿病、脂質異常症（メタボリックシンドローム）が引き起こされ、通院や投薬が始まります。治療をしても、不適切な生活習慣が改善されないまま放置すると重症化し、心臓病や脳卒中などが発症します。

自覚症状がないまま重症化していく生活習慣病の発症を防ぐためには、体重の増加や内臓脂肪の蓄積の状態から起こる「肥満」「高血圧」「高血糖」「脂質異常」などのメタボリックシンドローム予備群の段階から早期発見し、不適切な食生活や運動不足などの生活改善を実施することが不可欠です。

20年度からは、この生活習慣病の進行段階であるメタボリックシンドローム予備群および該当者の早期発見と生活改善を最優先に支援していく特定健康診査・保健指導がスタートします。

特定健康診査・保健指導は 医療保険者の責任となります

●40～74歳の方は義務健診
国民健康保険の方は、村の責任者で、通院している方も含め、全員が健診を受けるこ

とになります。
社会保険などその他の保険（被扶養者を含む）の方は、所属する医療保険者が実施する健診を受けることになりますが、社会保険の被扶養者は、村の健診を受ける場合は、社会保

険の受診券が必要となります。

●75歳以上の方は 努力義務健診

後期高齢者医療保険の方は、今までどおり村で健診が受けられます。

詳しくは「表1」20年度から

の健診の受け方をご覧ください。

今回は、メタボリックシンドローム（内臓脂質症候群）の予防対策についてお知らせします。

■問い合わせ 村住民福祉課国

保健係 ☎ 49-3112

【表1】 20年度からの健診の受け方（年齢別保険者別）

年齢	医療保険者		受け方
40～74歳 (義務)	国民健康保険の方		①村から「特定健診受診券」が5月ごろに配布されます。受診券（受診票）と保険証を持参のうえ、今までどおり村が行う住民健診を受診できます。 ②30～39歳の方は、「動脈硬化予防健診」の案内が届きますので、今までどおり国保診療所で受診してください。
	国民健康保険以外の方	被扶養者 (配偶者など)	社会保険事務所、共済組合、健康保険組合などから案内があります。村の健診を受けるには、受診券が必要です。医療保険者にご相談ください。
		本人 (会社などへお勤めの方)	社会保険事務所、共済組合、健康保険組合などから案内があります。
75歳以上 (努力義務)	後期高齢者医療保険の方		後期高齢者医療保険者からの依頼により今までどおり村の健診が受けられるよう案内が届きます。高血圧、脂質異常症、糖尿病などで通院している方は、健診対象となりません。

健診と保健指導の流れ

●健診内容

基本的な健診	詳細な健診
問診、身体計測（BMI、腹囲）、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査	貧血検査、心電図検査、眼底検査



●判定・結果通知

生活習慣改善の必要性が低い方	生活習慣改善の必要性が中程度の方	生活習慣改善の必要性が高い方
----------------	------------------	----------------



●保健指導

情報提供	動機付け支援	積極的支援
検診を受けた全ての方	メタボリックシンドローム予備群の方	メタボリックシンドローム該当者
現在は生活習慣の改善が必要ない人を含め、健診受診者に対し、適切な生活習慣や健康維持・増進につながる情報の提供が行われます。	生活習慣改善のために自主的な取り組みを行うことが出来るよう、専門家の支援のもと行動計画をつくり、6か月後改善状況を確認します。	生活習慣改善のために自主的な取り組みを行うことが出来るよう、専門家と行動計画をつくり、3か月以上継続して支援を受け、6か月後改善状況を確認します。



妊婦さんと赤ちゃんの健康支援

「妊婦健康診査」の検査項目が増え、より充実します

妊娠中の定期健診は、丈夫な赤ちゃんを産むためにとても大切です。医師の指示を守って、必ず受診しましょう。

村では、妊婦さんを支援するために平成19年4月から「妊婦健康診査」の公費負担回数を従来の2回から15回に増やしました。

目的 母体や胎児の健康保持増進のため、妊娠中の健診費用負担の軽減および、積極的な妊婦健診の受診を図ることが目的です。

対象者 村内に住所があり、これから出産を予定している妊婦
健診回数 「前期健診」：1回／「後期健診」：1回／「その他」：13回
追加検査項目 ▼前期健診（妊娠12週頃受診）：①不規則抗体／②血糖検査／③風しん抗体価／④C型肝炎／⑤HIV抗体価／⑥子宮頸がん検診▼後期健診（妊娠30週頃受診）：①血糖検査／②超音波検査断層撮影

すべての妊婦さんが受診できます。

費用負担 村が規定している検査項目については、全額村が負担しますが、その他に医師が必要と認めた検査については自己負担となりますので、検査などを受ける場合は医師とご相談ください。

その他 ①「妊婦健康診査受診票」が新しくなり、すでに交付されている方は再交付になります。②3月末までに「前期健診」および「後期健診」がすでに終了している方は「その他の期の健診」

●検査項目の説明

不規則抗体：分娩時の緊急な輸血が安全に行われるために、また新生児黄疸に適切に対応するために必要な検査
血糖：妊娠中毒症や羊水過多症、感染症、胎児の高血糖を引き起こす妊娠糖尿病を早期に見し適切に対応するために必要な検査
風しん抗体価：胎児に難聴、精神発達障がい、白内障等を引き起こす風疹を早期に見し適切に対応するため

のみ利用できます。
③未使用の受診票は、住民福祉課まで戻してください。

マタニティマークをご存知ですか？



■マタニティマークとは

マタニティマークは、「お腹に赤ちゃんがいます」また「生まれて間もない赤ちゃんがいます」という妊産婦さんからのメッセージです。妊娠中、特に初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとても大切な時期です。しかし外見からは、妊婦であるかどうか判断しにくかったり、「つらい症状」があってもわからなかったりする場合もあります。また出産後も生活環境の変化などで体調をくずしやすく周囲の方のサポートが必要な時期です。

に必要な検査

HIV抗体価：分娩時等の出血により、妊婦から胎児に感染する恐れのある疾患を早期に見し適切に対応するために必要な検査
子宮頸がん検診：若年層に増えており、また分娩時に支障をきたす恐れのある子宮頸がんを早期に見し適切に対応するために必要な検査
超音波検査断層撮影：正常な分娩のために母体及び胎児の各種疾病及び異常の有無を発見するために必要な詳細検査

■あなたにできるサポートをお願いします
マークを付けている方を見かけたら、周囲の方の思いやりのある配慮や行動をお願いいたします。

例えば「荷物を持つてあげる」、「ドアを開けてあげる」、「近くでの喫煙を控える」、「優しく声をかける」、「家事を手伝う」など、あなたがでることを支援してください。

■利用目的

妊産婦がマークを身に付けることで、周囲が妊産婦への配慮をしやすくし、さらに交通機関や職場、飲食店、その他の公共機関に、取り組みや呼びかけをボスターなどで提示して、妊産婦にやさしい環境づくりを全国的に推進するものです。

■マークの配布方法

村に住所がある妊婦が妊娠届け出をした際に、「母子健康手帳」や「妊婦健康診査受診票」と合わせてマーク入りの「キーホルダー」と「ステッカー」をお渡しします。

■妊娠届けはお早めに！

妊娠がわかった方は、妊娠届け出をしましょう。届け出をする場合は、事前に電話などのご連絡をお願いいたします。

■問い合わせ 村住民福祉課国保健康係 ☎49-3112

届け出や各種証明書など の交付請求にかかる 本人確認について

近年、他人のなりすましによる虚偽の届け出をして、本人の知らない間に戸籍に事実でないことが記載されてしまうという事件が発生しています。また、他人が不正に住民票や戸籍などの証明書を取得し、個人情報流出してしまうといった事件も発生しており、それらを未然に防止し、個人情報の保護を図るため、戸籍の届け出（婚姻、離婚など）をする際や窓口での住民票や戸籍などの各種証明書の交付請求をする際に本人確認を行うことになりました。さらに、代理の方（第三者）が請求する場合には、依頼する方が作成した委任状の提出が必要になります。

実施時期 5月1日から
対象 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の戸籍届け出、窓

口での住民票や戸籍などの各種証明書の請求
本人確認方法 ▼窓口に来た方の運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード、その他官公署が発行した免許証、認定証などで写真が貼り付けされている書類の提示：いずれか1点
▼これらを提示できない場合は、健康保険証、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、写真なしの住民基本台帳カードなどの提示：いずれか2点▼上記書類の提示ができない場合には、戸籍の記載事項について質問し確認する方法や職員との面識により確認することもできます

■問い合わせ 村住民福祉課住民福祉係 ☎49-3113

4月1日から 「麻しん風しん予防接種」の 対象が追加されます

現在 幼児期に2回接種します。	
麻しん風しん（MR混合ワクチン）	
1期	2期
1～2歳	5～7歳
1回	1回

※今後も同様

平成20～24年度 までの5年間	麻しん風しん（MR混合ワクチン）	
	3期	対象者
幼児期 1歳～ 各1回	中学1年 相当年齢 1回	平成20年時点で 小学3年～中学1年
	4期	対象者
	高校3年 相当年齢 1回	平成20年時点で 中学2年～高校3年

昨年、十代から二十代を中心とした年齢層（高校や大学など）で麻しんなどが大流行しました。この年齢層は、幼児期に麻しんおよび風しんを各一回接種した方々です。現在は、幼児期に麻しん風しん混合ワクチンを二回接種することになっています。今の十代・二十代の方々は、予防接種が一回のため麻しんなどの免疫が低下しています。免疫低下を防ぐために予防接種法が一部改正されました。

平成二十年度から二十四年度の五年間に三期（中学一年生相当年齢）と四期（高校三年生相当年齢）が麻しん風しんの定期予防接種の対象に新たに追加されました。

平成二十年度に接種対象となるお子さんの保護者の方へ詳細を個別で通知します。

■問い合わせ 村住民福祉課国保健康係 ☎49-3112

■退職（3月31日付）
▶青砥ハツ子（主幹兼こどもセンター所長兼鮫川保育園長〔併任〕鮫川幼稚園長）

■異動（4月1日付）
※（ ）内は旧所属
【課長職】

▶主幹兼こどもセンター所長兼鮫川保育園長〔併任〕鮫川幼稚園長（鮫川保育園副主幹兼副園長）角田順子
【課長補佐職】

▶村土地改良区事務局長派遣〔併任〕芳賀亨▶住民福祉課長補佐（会計管理者兼出納室長）鈴木真理子▶会計管理者兼出納室長（住民福祉課長補佐）須藤健▶総務課長補佐（総務課長補佐兼税務係長）石井哲▶鮫川幼稚園副主幹兼教頭（鮫川幼稚園教頭）菊地朋子▶鮫川保育園副主幹兼副園長（鮫川保育園主任専門保育士）遠藤サト子

【係長職】
▶農林課農政係長（企画調整課企画振興係長）村山義美▶企画調整課企画振興係長（総務課財政係長〔併任〕議会書記）鍋木重正▶総務課財政係長〔併任〕議会書記（農林課農政係長）渡邊敬▶総務課税務係長（総務課）鈴木隆寛▶学校給食センター次長（学校給食センター）舟木正博

【主査職】
▶企画調整課（住民福祉課）長久保仁一▶地域整備課（教育課）渡邊和子

【主任主事職】
▶農林課（企画調整課）芳賀真一▶教育課（地域整備課）矢吹直美▶住民福祉課（農林課）高坂正紀
【嘱託員】
▶教育課（住民福祉課）青戸美枝子▶住民福祉課（教育課）鈴木啓枝子

村職員人事